

教職員の懲戒処分について

市立中学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆さまの信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区 中学校	教諭	31歳	女	停職4月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区 中学校	校長	59歳	男	厳重注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分にはあたらない処分外処分となります。

2 処分年月日

令和8年7月10日（金）

3 事案概要

当事者は、令和8年3月15日に飲酒を伴う食事会に参加した後、自転車で帰宅途中に転倒し、現場に居合わせた警察官および近隣住民により発見され救急搬送された。その後の呼気検査により基準値（0.15mg/L）以上のアルコール量が検出され、5月15日付けで、道路交通法違反（酒気帯び運転）により罰金15万円の略式命令を受けたもの。

4 再発防止の取り組み

社会全体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、本市の教職員が自転車の酒気帯び運転を行ったことはあってはならないことであり、改めて教職員への指導・啓発を推進する。

- (1) 飲酒運転の防止等について教育長通知を発出するとともに、全教職員が「飲酒運転根絶誓約書」に署名し、管理職に提出する。
- (2) 校長をはじめ管理職に対して、夏季休業前までに飲酒運転根絶に向けた臨時研修を実施する。
- (3) 自転車であっても自動車と同様に飲酒運転は許されない行為であり、事故の発生や信用失墜につながることを強く伝え、特に飲酒の予定がある場合は、自動車や自転車では出勤せず、公共交通機関を利用することなど、繰り返し注意喚起を行っていく。